

# 木造住宅にお住まいのみなさんへ 耐震診断・改修の費用を補助します!

近い将来予想される南海トラフ地震。あなたの生命と財産を守るために、住まいの耐震化を行っていますか？耐震診断から耐震改修まで町の補助制度により自己負担額を軽減します。ぜひ制度の活用をご検討ください。

## 木造住宅耐震化までの流れ

### ステップ 1 耐震診断

#### 耐震診断

##### 【耐震診断とは】

建築物が地震に対して耐震性能を保有しているかどうかを判断するための調査をすること。

##### ①補助の対象

- ・ 町内に存する一戸建て住宅
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- ・ 構造が木造在来軸組工法であるもの（ツーバイフォー工法、ログハウス、プレハブ工法は除く）
- ・ 地上階数が2以下のもの

##### ②補助の内容

(延床面積200㎡以内の場合)

- ・ 耐震診断費用は1件(1棟)あたり、71,200円です。

その内 **60,000円を補助**します。  
自己負担額 (11,200円)

### ステップ 2 補強計画

#### 全体補強計画

##### 【全体補強計画とは】

耐震診断の結果、耐震性に問題がある場合、どこをどのように補強するかを検討すること。

##### 補助の内容

(延床面積200㎡以内の場合)

- ・ 補強計画費用は1件(1棟)あたり71,200円です。

その内 **60,000円を補助**します。  
自己負担額 (11,200円)

#### 部分補強計画

##### 【部分補強計画とは】

耐震診断の結果、耐震性に問題がある場合、建築物の一部を耐震化するために、どこをどのように補強するかを検討すること。

\*補助対象外

### ステップ 3 耐震改修

#### 全体耐震改修

##### 【全体耐震改修とは】

必要な補強工事を行い、建築物の基礎や骨組みを補強することにより、倒壊しにくい建物にすること。

##### 補助の内容

- ・ 耐震化工事に要する費用の80%の金額を補助します。

但し、**補助限度額は100万円**です。

#### 部分耐震改修

##### 【部分耐震改修とは】

必要な補強工事を行い、建築物の一部を耐震化のために改修する工事。

##### 補助の内容

- ・ 工事に要する費用の50%の金額を補助します。

但し、**補助限度額は20万円**です。

### 耐震シェルター・防災ベッドの設置

#### 【耐震シェルター・防災ベッドの設置】

耐震診断の結果、耐震性に問題がある場合、居住している住宅内に、建物の倒壊から自らの命を守るための装置を設置すること。

##### 補助の内容

- ・ 装置の購入・運搬・設置に要する費用の50%の金額を補助します。

但し、耐震シェルター設置の**補助限度額は10万円**です。

防災ベッド設置の**補助限度額は5万円**です。